

申告により 平成19年度の **住民税** が **還付** されます

税源移譲は、住民税と所得税の合計負担額が税源移譲の前後で変わらない仕組みになっています。ところが、住民税と所得税の課税の対象となる所得の対象年が異なっていることから、平成18年中に所得があったが平成19年中の所得がなくなってしまったという方については、平成19年度住民税が増加したにもかかわらず、平成19年分の所得税の減少のメリットが受けられないということになります。

このため、該当者の方には申告していただき、税源移譲でアップした分を平成19年度の住民税から減額し、すでに納付済みの場合は還付します。

対象と思われる錦江町民の方には、7月中旬までに通知と「減額申告書」を送付しますので、必ず提出して下さい。

対象者	平成18年分は所得税が課税されていたが、平成19年中は所得が減少し、平成19年分の所得税が課税されなくなった方 (ただし、寄付金控除や住宅ローン控除などの増加によって所得税が課税されなくなった方には適用されません。また、平成19年中に亡くなった方や、海外転出で平成20年1月1日に国内に居住していない方には適用されません。)
申告	対象となる方は、平成19年1月1日現在にお住まいの市町村に申告することにより、経過措置が適用されます。
申告期間	平成20年7月31日まで

< お問い合わせ先 > 錦江町役場 住民税務課 ☎ 22-3037
住民生活課 ☎ 25-2511

建築確認申請等の手数料が改正されます

平成20年7月1日から県※の窓口で行う『道路の位置指定の申請』及び『建築確認台帳記載証明等の各種証明の交付』に係る手数料が有料になりました。これらの申請を行う方は、鹿児島県収入証紙を貼付した上で、各関係機関の窓口へ提出してください。

また、平成20年10月1日から県※が行う建築確認申請等の手数料についても、以下のとおり改正されます。
(※ 鹿児島市、薩摩川内市、霧島市、鹿屋市、指定確認検査機関が行う事務については、これらの手数料は適用されませんので、ご注意ください。)

平成20年7月1日から 手数料が必要になりました。

事務の種類	現行手数料	新手数料額
道路の位置指定の申請	0円/件	50,000円/件
建築物確認台帳記載事項証明	0円/枚	400円/枚
建築工事届出受理証明		
道路の位置指定証明		
建築士事務所登録証明		

平成20年10月1日から 手数料の額が変わります。

事務の種類	現行手数料	新手数料額
建築確認申請に対する審査	14,000円/件	20,000円/件
完了検査申請に対する審査(中間検査無し)	16,000円/件	23,000円/件
中間検査申請に対する審査	15,000円/件	22,000円/件

< お問い合わせ先 > 県庁建築課計画指導係 ☎ 099-286-3710
各地域振興局建設部土木建築課及び各支所建築係